

群馬県立女子大学派遣学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第24条の規定に基づき、本学に在学中の学生で、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとするもの（以下「派遣学生」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(出願手続)

第2条 派遣学生を志願する者は、所定の期日までに別に定める書類を学長に提出しなければならない。

(派遣許可)

第3条 派遣の許可は、教務委員会の審査を経た後、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。

2 学長は、前項の規定により派遣を許可したときは、当該他大学等の学長又は学部長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼する。

3 学長は、当該他大学等の学長又は学部長から受入可否の通知があったときは、その旨を志願者に速やかに通知する。

(履修期間)

第4条 履修の期間は、1学期又は1年とする。

2 派遣学生としての履修期間は、在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第5条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、当該他大学等の学長又は学部長が交付する成績証明書を添えて直ちに履修報告書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(単位認定)

第6条 派遣学生が他大学等において修得した単位を、前条の成績証明書に基づき本学で修得した単位として認定することができる。

2 前項で認定した単位のうち、16単位を上限として、卒業に必要な単位として認定できる。

3 前2項の単位の認定は、教務委員会の審査に基づき教授会が行う。

(派遣許可の取消)

第7条 学長は、派遣学生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により履修を続ける見込みがなくなったときは、当該他大学等の学長又は学部長と協議の上、派遣の

許可を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が教授会の意見を聴いた上で定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学派遣学生規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規定の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。